

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(46)	2
江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(47)	2
江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例(48)	2
江東区児童館条例の一部を改正する条例(49)	3
江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例(50)	3
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(51)	3
江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(52)	8

◎規 則

江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則(87)	5
江東区契約事務規則の一部を改正する規則(88)	7
江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第 2 項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(89)	7
江東区私債権の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(90)	7
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(91)	8

◎規 則（教）

江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(8)	8
-------------------------------	---

◎訓 令（教）

江東区立学校職員服務取扱規程の一部改正(3)	9
------------------------	---

◎告 示

特定子ども・子育て支援施設等の確認について(366)	9
開発行為に関する工事の完了公告(368)	9

保管自転車の処分について（令和 4 年 1 1 月下期）(369)	10
建築基準法 4 2 条 1 項 4 号の規定に基づく道路位置の指定について(372)	10
令和 4 年度補正予算の公表(378)	10
違法放置等物件の告示について(381)	13
東京都市計画特別工業地区の変更について(384)	14
東京都市計画高度地区の変更について(385)	14
東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(386)	14
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(389)	14
都市計画の案について(390)	14
都市計画の案について(391)	15
都市計画の案について(392)	15
都市計画の案について(393)	15
第 2 回区議会臨時会の招集について(395)	15
保管自転車の処分について（令和 4 年 1 2 月上旬）(396)	15
令和 4 年度補正予算の公表(397)	16

◎告 示（教）

令和 4 年第 1 2 回江東区教育委員会定例会の招集(21)	19
---------------------------------	----

◎告 示（監）

令和 4 年度第 2 回定期監査の結果に対する措置の公表(13)	19
----------------------------------	----

◎区 議 会

区議会議決事項	21
（令和 4 年第 4 回定例会及び第 2 回臨時会）	

条	例
---	---

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 4 6 号

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年 4 月江東区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「掲げる」を「掲げる場合の」に、「金額を」を「金額については」に改め、同条第 2 号中「掲げる」を「掲げる場合の」に、「に定める」を「次に定める」に改め、同号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「前条の」を「前条の規定による」に、「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1 万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される江東区議会議員及び江東区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された江東区議会議員及び江東区長の選挙については、なお従前の例による。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 4 7 号

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 9 号）の一部を次のよう

に改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 2 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 4 8 号

江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例

江東区清掃リサイクル条例（平成 1 1 年 1 2 月江東区条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「4 0 円」を「4 6 円」に、「7 6 円」を「8 7 円」に、「2, 8 0 0 円」を「3, 2 0 0 円」に改める。

別表第 2 中「2, 8 0 0 円」を「3, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年 1 2 月江東区条例第 4 9 号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後に交付した事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を排出する際に添付する有料ごみ処理券（以下単に「有料ごみ処理券」という。）は、施行日から起算して 1 月間は、施行日以後に交付した有料ごみ処理券（以下「新券」という。）とみなして廃棄物を排出する際に添付することができる。
- 3 施行日前に交付した有料ごみ処理券については、当該有料ごみ処理券の交付を受けた者が、この条例による改正後の江東区清掃リサイクル条例別表第 1 に定める廃棄物処理手数料と、この条例、一部改正条例、江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年 1 2 月江東区条例第 7 0 号）又は江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例（平成 1 9 年 1 0 月江東区条例第 3 5 号）による改正前の江東区清掃リサイクル条例別表第 1 に定める廃棄物処

理手数料との差額を納付することにより、新券と交換することができる。

江東区児童館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第49号

江東区児童館条例の一部を改正する条例
江東区児童館条例（昭和44年3月江東区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「 江東区亀戸児童館
東京都江東区亀戸二丁目1番1
9号
江東区亀戸第二児童館
東京都江東区亀戸一丁目24番
6号 」

を
「 江東区亀戸児童館
東京都江東区亀戸二丁目1番19
号 」

に改める。

別表第1中

「 江東区森下児童館
江東区古石場児童館
江東区塩浜児童館
江東区豊洲児童館
江東区辰巳児童館
江東区東陽児童館
江東区亀戸第三児童館
江東区大島児童館
江東区大島第二児童館
江東区東砂児童館
江東区東砂第二児童館
江東区南砂児童館 」

を
「 江東区森下児童館
江東区塩浜児童館
江東区豊洲児童館
江東区辰巳児童館
江東区東陽児童館
江東区亀戸第三児童館
江東区大島児童館
江東区大島第二児童館
江東区東砂児童館
江東区東砂第二児童館
江東区南砂児童館 」

に改める。

別表第2中

「 江東区平野児童館
江東区東雲児童館
江東区千田児童館
江東区亀戸児童館
江東区亀戸第二児童館
江東区小名木川児童館 」

を
「 江東区平野児童館
江東区古石場児童館
江東区東雲児童館
江東区千田児童館
江東区亀戸児童館
江東区小名木川児童館 」

に改める。

別表第3中

東陽児童館	集会室	1,350円
亀戸第二児童館	集会室	3,650円
	音楽室	750円

を
「 東陽児童館 集会室 1,350円 」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第50号

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例

江東区立児童遊園条例（昭和52年6月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表同黎明児童遊園の項の次に次のように加える。

同 大島二丁目児童遊園	同 大島二丁目2番19号
-------------	--------------

別表同北砂一丁目第二児童遊園の項の次に次のように加える。

同 北砂一丁目第三児童遊園	同 北砂一丁目4番33号
---------------	--------------

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第51号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 10 月江東区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「、3 月 1 日」を削り、同条第 2 項中「、3 月に支給する場合においては 100 分の 25、6 月に支給する場合においては 100 分の 105、12 月に支給する場合においては 100 分の 110」を「100 分の 120」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 12 月 15 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 52 号

江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 江東区職員の退職手当に関する条例（昭和 32 年 3 月江東区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「という。）」の次に「その他の規程」を加え、「以下同じ」を「）の数（以下「勤務日数」という）」に改め、「18 日」の次に「（1 か月間の日数（江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年 3 月江東区条例第 8 号。以下「勤務時間条例」という。）第 18 条第 1 項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定による週休日、勤務時間条例第 10 条及び第 11 条の規定による休日並びに勤務時間条例第 12 条第 1 項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合にあっては、18 日から 20 日と当該 20 日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）」を加える。

第 3 条第 2 項中「（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が 18 日」を「が職員みなし日数」に改め、同条第 3 項中「18 日」を「職員みなし日数」に改める。

第 10 条第 4 項中「第 1 号から第 8 号までに掲げる期間のある月にあっては現実に職務に従

事することを要する日のあった月を除き、第 9 号に掲げる期間のある月にあっては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第 2 号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第 18 条第 1 項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）」に改め、同項第 8 号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成 3 年法律第 110 号）」を加え、同項第 9 号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加える。

第 11 条第 2 項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

第 13 条第 2 項中「常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「4 箇月」を「4 か月」に改める。

第 2 条 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項中第 9 号を第 10 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第 26 条の 3 の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 9 月江東区条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 4 項の改正規定を削る。

規

則

江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 8 7 号

江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則（昭和 4 9 年 4 月江東区規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 6 3 条第 3 項第 6 号及び第 7 号ロ並びに第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号及び第 7 号ロ」を「並びに第 6 3 条第 3 項第 6 号及び第 7 号ロ」に改める。

第 2 条第 1 項中「、第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ」を「又は第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ」に改め、「する者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、同条第 2 項第 6 号中「検査済証」の次に「（以下「検査済証」という。）」を、「仮使用認定通知書」の次に「（以下「仮使用認定通知書」という。）」を加え、同項第 1 0 号中「間取」を「間取り」に改める。

第 3 条第 1 項中「、第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ」を「又は第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは第 7 号ロ」に改め、同条第 2 項第 1 号中「建築基準法第 7 条第 5 項若しくは同法第 7 条の 2 第 5 項に規定する」及び「建築基準法施行規則第 4 条の 1 6 第 5 項に規定する」を削る。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条、第 3 条関係)

優 良 住 宅 認 定 申 請 書	
第 2 8 条の 4 第 3 項第 6 号 第 2 8 条の 4 第 3 項第 7 号ロ 第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ 第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ 第 6 3 条第 3 項第 6 号 第 6 3 条第 3 項第 7 号ロ の規定 に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。 年 月 日 江東区長 殿 認定申請者 住 所 氏 名	※手数料欄
住 宅 新 築 事 業 の 概 要	1 新築住宅の所在地及び名称 2 住宅の敷地の地番 3 新築住宅の戸数 (総戸数 戸) 4 住宅の床面積 m² 5 住宅の敷地面積 m² 6 住宅の構造 7 住宅の建築費 万円 / 3. 3 m² (消費税抜・消費税込) 8 都市計画区域の名称 9 中高層耐火共同住宅の階数 階
摘 要	
※受付欄 年 月 日 第 号	
※認定欄 年 月 日 第 号	
備 考 1 ※のある欄は、記載しないでください。 2 申請の根拠となる条項以外の条項は、二重線で抹消してください。 3 住宅新築事業の概要の欄の 7 及び 8 は、租税特別措置法第 2 8 条の 4 第 3 項第 6 号、第 2 8 条の 4 第 3 項第 7 号ロ、第 6 3 条第 3 項第 6 号又は第 6 3 条第 3 項第 7 号ロに基づく申請の場合は、記入する必要はありません。 4 摘要欄は、既に法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ又は第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニに基づく認定を受けている場合のみ、認定年月日及び番号を記入してください。	

別記第2号様式中

「 第28条の4第3項第6号
第28条の4第3項第7号ロ
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号
第63条第3項第7号ロ
第68条の6第9第3項第6号
第68条の6第9第3項第7号ロ 」

を

「 第28条の4第3項第6号
第28条の4第3項第7号ロ
第31条の2第2項第15号ニ
第62条の3第4項第15号ニ
第63条第3項第6号
第63条第3項第7号ロ 」

に、

「 認定年月日・番号 」

を

「 認定年月日及び番号 」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の6第9第3項第6号及び同項第7号ロの規定に基づく認定事務については、この規則による改正前の江東区租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則（以下「旧規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際、旧規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月6日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第88号

江東区契約事務規則の一部を改正する規則
江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号）の一部を次のように改正する。
第50条第1項第1号中「2億円」を「4億

円」に改める。

第50条の2第1項中「1億円」を「2億円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の江東区契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は入札事項の通知を行う契約について適用し、同日前に入札の公告又は入札事項の通知を行った契約については、なお従前の例による。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第89号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する
条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年9月江東区規則第68号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区私債権の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第90号

江東区私債権の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区私債権の管理に関する条例施行規則（平成27年3月江東区規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「江東区女性福祉資金貸付条例」を「江東区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例（平成29年3月江東区条例第12号）による廃止前の江東区女性福祉資金貸付条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 9 1 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「次に掲げる書類又は書面の提出又は添付」を「法又は条例の規定により、納税者又は特別徴収義務者が区長に対して行う申告、申請、請求その他書類の提出」に改め、「いう。）」の次に「及び関係機関が行う照会のうち必要と認めるもの」を加え、同項各号を削り、同条第 2 項中「前項に規定するもののほか、」を「前項の規定により」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

規 則 （ 教 ）

江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 眞 貝 裕利子

◎江東区教育委員会規則第 8 号

江東区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

江東区立学校通学区域に関する規則（昭和 5 9 年 6 月江東区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 小学校の部同毛利小学校の項中

「毛利一、二丁目」

を

「毛利一、二丁目

大島二丁目 2 番 2 0 号」

に改め、同部同第一大島小学校の項中「二丁目」を「二丁目（2 番 2 0 号を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 （ 教 ）

◎江東区教育委員会訓令甲第3号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立義務教育学校
区立幼稚園

江東区立学校職員服務取扱規程（平成12年3月江東区教育委員会訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月23日

江東区教育委員会

第9条の2中「言動」の次に「（性別により役割を分担すべきとする言動又は性的指向若しくは性自認に関する言動を含む。）」を加える。

告 示

◎江東区告示第366号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年12月6日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設の 種類
まんとみ幼稚園	東京都江東区 亀戸一丁目1 4番12号	令和4年7 月4日	子ども・ 子育て支 援法第7 条第10 項第5号 に規定す る幼稚園 等が実施 する預か り保育事 業

◎江東区告示第368号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和4年12月6日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区大島二丁目116番3、同番5、同番6の一部
2 許可を受 けた者の住 所・氏名	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱地所レジデンス株式会社 代表取締役 宮島 正治 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役社長 宮嶋 誠一 東京都千代田区九段南三丁目3番6

	号 大林新星和不動産株式会社 代表取締役社長 蛭間 基夫
--	------------------------------------

◎江東区告示第 3 6 9 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 1 2 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 7 2 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路
- 2 指定の年月日
令和 4 年 1 2 月 9 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区東砂五丁目 7 8 番地先ほか、東砂六丁目 7 7 番地先ほか まで
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
幅員 2 0 . 0 0 m（最大幅 3 4 . 1 4 m）
延長 3 8 3 . 1 3 m

◎江東区告示第 3 7 8 号

令和 4 年 1 2 月 1 5 日、江東区議会の議決を経た、令和 4 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 290,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 261,303,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	48,947,220	14,901	48,962,121
	2 国 庫 補 助 金	9,683,058	14,901	9,697,959
15	都 支 出 金	20,607,610	106,720	20,714,330
	2 都 補 助 金	8,429,591	106,720	8,536,311
18	繰 入 金	36,059,618	168,379	36,227,997
	1 基 金 繰 入 金	36,059,618	168,379	36,227,997
歳 入 合 計		261,013,000	290,000	261,303,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	113,867,093	290,000	114,157,093
	1 社 会 福 祉 費	27,709,683	14,901	27,724,584
	3 児 童 福 祉 費	58,555,943	275,099	58,831,042
歳 出 合 計		261,013,000	290,000	261,303,000

◎江東区告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の3第1項及び第2項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第44条の3第3項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6第1項の規定により、下記のとおり告示する。

令和4年12月19日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 違法放置等物件の詳細
別紙「保管違法放置等物件一覧表」のとおり
- 2 放置されていた場所及び除去した日時
別紙「保管違法放置等物件一覧表」のとおり
- 3 保管を始めた日時及び保管の場所
別紙「保管違法放置等物件一覧表」のとおり
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 身分を確認できるもの（証明書等）及び印鑑
 - (2) 当該物件等の所有者等であることを証する書面

[別紙]

保管違法放置等物件一覧表								
整理番号	保管した違法放置等物件			保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた場所	除去した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	形状	数量					
4-1	ヤマハ マグザム	自動二輪車	1	新木場二丁目15番20号地先歩道	令和4年12月19日 午前10時30分	令和4年12月19日 午前11時05分	江東区資材置場	色：茶色 ナンバー：2足立14-29 車体番号：不明
4-2	ホンダ	自動二輪車	1	新木場三丁目4番11号地先歩道	令和4年12月19日 午前10時10分	令和4年12月19日 午前11時05分	江東区資材置場	色：黒 ナンバー：2足立66-30 車体番号：ME08E 1025686

江東区長 山 崎 孝 明
記

◎江東区告示第 3 8 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、東京都市計画特別工業地区を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画特別工業地区		
都市計画を定める土地の区域	第二種特別工業地区	追加する部分	亀戸三丁目地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		

◎江東区告示第 3 8 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、東京都市計画高度地区を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画高度地区		
都市計画を定める土地の区域	第三種高度地区	追加する部分	平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		

◎江東区告示第 3 8 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 1 9 日

都市計画の種類	東京都市計画防火地域及び準防火地域		
都市計画を定める土地の区域	防火地域	削除する部分	平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
	準防火地域	追加する部分	平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		

◎江東区告示第 3 8 9 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 8 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 3 0 条の 1 1 第 1 項の確認を行ったので、法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

施設名	設置者	所在地	確認年月日	施設等の種類
M a m a H u g	宮澤善之	江東区門前仲町 2 - 7 - 8	令和 4 年 8 月 6 日	認可外保育施設

◎江東区告示第 3 9 0 号

令和 4 年 1 2 月 1 9 日付東京都告示第 1 5 8 7 号に係る東京都市計画用途地域の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画用途地域		
都市計画を定める土地の区域	近隣商業地域	追加する部分	江東区亀戸三丁目地内
	商業地域	削除する部分	江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
		変更する	江東区亀戸三丁目地内

	部分	
準工業地域	追加する部分	江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	

◎江東区告示第391号

令和4年12月19日付東京都告示第1588号に係る東京都市計画道路の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年12月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画道路幹線街路放射第14号線	
都市計画を定める土地の区域	削除する部分	江東区亀戸三丁目及び亀戸八丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	

◎江東区告示第392号

令和4年12月19日付東京都告示第1589号に係る東京都市計画道路の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年12月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画道路幹線街路放射第16号線	
都市計画を定める土地の区域	削除する部分	江東区東陽三丁目地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	

◎江東区告示第393号

令和4年12月19日付東京都告示第1590号に係る東京都市計画道路の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年12月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

都市計画の種類	東京都市計画道路幹線街路放射第31号線及び幹線街路補助線街路第110号線	
都市計画を定める土地の区域	削除する部分	幹線街路放射第31号線 江東区森下一丁目及び森下二丁目各地内 幹線街路補助線街路第110号線 江東区森下一丁目及び森下二丁目、清澄三丁目、平野一丁目及び深川二丁目各地内
	変更する部分	幹線街路補助線街路第110号線 江東区森下一丁目、森下二丁目、高橋、常盤二丁目、白河一丁目、清澄三丁目、三好一丁目、平野一丁目、深川一丁目、深川二丁目、門前仲町一丁目、門前仲町二丁目、牡丹一丁目、越中島一丁目、越中島二丁目、古石場一丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	

◎江東区告示第395号

下記事件につき、令和4年第2回江東区議会臨時会を12月28日に招集する。

令和4年12月26日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和4年度江東区一般会計補正予算（第6号）

◎江東区告示第396号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年12月26日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 3 9 7 号

令和 4 年 1 2 月 2 8 日、江東区議会の議決を経た、令和 4 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 715,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 262,018,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	20,714,330	597,376	21,311,706
	2 都 補 助 金	8,536,311	597,376	9,133,687
18	繰 入 金	36,227,997	117,624	36,345,621
	1 基 金 繰 入 金	36,227,997	117,624	36,345,621
歳 入 合 計		261,303,000	715,000	262,018,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛 生 費	31,627,200	715,000	32,342,200
	3 公 衆 衛 生 費	19,473,139	715,000	20,188,139
歳 出 合 計		261,303,000	715,000	262,018,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
4	衛 生 費		675,000
	3 公 衆 衛 生 費	出産・子育て応援交付金事業	675,000
合 計			675,000

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第21号

下記により、令和4年第12回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和4年12月20日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗
記

- 1 日時 令和4年12月23日（金）
午前10時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 議題
日程第1 議案第34号 江東区立学校通
学区区域に関する
規則の一部を改
正する規則
日程第2 議案第35号 江東区立学校職
員服務取扱規程
の一部改正
日程第3 議案第36号 江東区文化財の
指定解除
- 4 報告事項
(1) 令和4年第4回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第18条の規定に基づき、令和4年度第2回定期財務監査の結果に対し、江東区長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年12月15日

江東区監査委員 松 土 英 男
同 藏 田 朝 彦
同 中 嶋 雅 樹
同 白 岩 忠 夫

〔別紙〕

令和4年度第2回定期財務監査 指摘事項措置報告書

〔政策経営部情報システム課〕

指摘事項	情報システム課では、庁内LANやインターネット環境に関わるシステムなど様々な保守・改修等の業務を事業者へ委託しているが、契約書に付された「個人情報の取扱いに関する特記条項」には再委託を禁止する旨が明記されているにもかかわらず再委託している事例や、業務の一部を再委託することが可能とされている契約において、同特記条項に定める誓約書や各種届書等が再委託先から適切に徴取されていない事例等が散見された。 また、同課は平成28年度から平成30年度までの定期監査において、同特記条項の取扱いに関して毎年度注意を受けてきたほか、令和元年度には指摘事項とされている。その後の措置については「管理方法を見直し、チェックリストを作成し、ダブルチェックを行うことで、管理の徹底を図る。」と報告されているが、今回指摘事項となった事実を鑑みると、改善が図られているとは言い難く、誠に遺憾である。 同課は、全庁に対して、情報セキュリティ実施手順の順守について指導している立場にあることも踏まえ、自らの管理する情報についても厳格に取り扱う必要がある。同課が取り扱うすべての委託事業の契約条項が実態に即した適切なものになっているかを含めて総点検し、確実な再発防止策を講じられたい。
措置事項	令和元年度の定期監査における指摘事項を受けて、個人情報の取り扱いに関する特記条項に定める誓約書や各種届出等の徴取における管理方法を見直し、管理の徹底を図るとしていたにもかかわらず、今般、同様な不適切

な事案があり再度指摘を受けるに至った。原因については、職員の異動に伴い、管理方法の引き継ぎが適切になされていなかったことにある。また、担当職員が事務量の増加により、契約事務において確認が不十分となり、誓約書や各種届出等の徴取漏れや、再委託可能な契約案件であるのに、再委託を禁止する個人情報の取り扱いに関する特記条項を添付するなど誤った事務処理をしていたことに起因する。 今後、このような事態を引き起こさないよう、以下のとおり、管理方法を再度見直し、再発防止を図る。 1 令和 4 年度契約の全件について、再委託の可否等安全管理対策が実態に即した適切なものとなっているか、また、誓約書・各種届出等の徴取漏れがないかについて、総点検を実施する。 2 情報システム課全係は、課共通の契約案件チェックリストを用いたダブルチェックの徹底に加えて、さらに、情報システム課長によるチェックを行う管理方法に改める。また、各係長については、人事異動時の事務引継文書に契約案件チェックリストを用いたダブルチェックの徹底を盛り込む。 3 年度当初及び準備契約時期前などの機会を捉え、毎月実施する課内全職員が参加する全体会議において、委託事業の契約条項が実態に即した適切なものとなるよう職員に対し、確実な事務執行を行うよう指導する。

〔こども未来部 保育課〕

指 摘 事 項	以下に示す保育園の敷地については、いずれも東京都より賃借しており、賃料は 3 ヶ月毎に年 4 回定められた支払期限までに、請求に基づいて支払う旨の契約となっている。		
	保 育 園 名	4 月～6 月分 賃料 (3 ヶ月分)	請 求 書 (納入通 知書) の日付
	太 陽 の 森 下 丁 三 目 保 育 園	274,538 円	令和 3 年 4 月 21 日
	タ ム ス わ ん ぱ く 保 育 園 木 場	343,771 円	令和 3 年 4 月 21 日
	小 名 木 川	2,710,570 円	令和 3 年 4 月 22 日

保 育 園		
同契約に基づく令和 3 年 4 月から 6 月分の賃料 (3 ヶ月分) の請求書については、保育課からの報告によると同年 4 月 26 日頃までには同課に到達し、支払期限は同契約に基づき同年 5 月 31 日とされていたが、支払期限に余裕のある他の請求書類と混同し、支払期限を過ぎるまで存在に気が付かなかった。 その結果、同賃料は支払期限から 11 日を過ぎて支払われたため、同契約に基づいて年 14.6% で算定した延滞金 14,619 円が発生した。 本件指摘事項は、本来支出する必要のない延滞金を支出することで、区に損害を生じさせたものであり、区政に対する区民の信頼を損ねるものである。 また、同課は平成 29 年度の定期監査報告書においても賃借料の支払い遅延による延滞金が 35,489 円発生していたこと等について指摘事項となっている。その後の措置については「年間を通して執行事務手続きの漏れがないようスケジュール管理を徹底し、適正な事務処理を行う。」と報告されているが、今回指摘事項となった事実を鑑みると、十分な改善が図られているとは言い難い。 今後は、会計処理にあたって遅滞や遺漏が生じないように、課内におけるチェック体制を総点検し、確実な再発防止策を講じられたい。		
措 置 事 項	- 本件指摘事項を踏まえ、職員に聞き取りを行い、同様な事例は他に発生していないことを確認した。 - 本件指摘事項については、担当者が請求書について支払期限に余裕のある他の請求書類と混同して保管したため、支払期限を過ぎるまで存在に気が付かなかったことに加え、それについて係内でチェックする体制が不十分であったことが原因であると考えている。 - 平成 29 年度に同様の事例が発生した際の対応として、年間を通して執行手続きの漏れがないようスケジュール管理を徹底する旨の報告を行っているものの徹底できていなかったことを踏まえ、以下のとおり事務処理手順を見直す。 ① 郵便や交換便は到着後速やかに開封し請求書の処理期限を確認のうえ、処理期限の早いものから順に整理をして保管する。 ② 支払いを確認するためのチェックシートを改良し、請求書の「到来」から「支払の確認」までの各処理の進捗を確認することができるよう様式とす	

- る。
- ③ 上記②を定期的に係長が確認する体制とする。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和4年第4回定例会及び第2回臨時会）

11月24日から12月15日まで会期22日間にわたって開会した令和4年第4回江東区議会定例会及び12月28日に会期1日で開会した令和4年第2回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第92号 江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第93号 江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第94号 江東区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例

議案第95号 江東区児童館条例の一部を改正する条例

議案第96号 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例

議案第98号 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第99号 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第101号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第5号）

（以上12月15日原案可決）

議案第102号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第6号）

（12月28日原案可決）

2 請願・陳情

3陳情第47号 分電盤・感震ブレーカー等設置費用への助成に関する陳情

（12月15日採択）

3陳情第53号 こうとう安心ラジオ885に関する陳情

（12月15日不採択）

